

障がい児通所支援事業所子どもの安心・安全対策事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市障がい児通所支援事業所子どもの安心・安全対策事業補助金の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、障がい児通所支援事業所において、送迎用バスへの安全装置等の設置、ICTを活用した子ども見守りサービス等の機器の導入、登降園管理システムに係る経費の補助を行うことで、子どもの安全を守るための万全の対策を講じるとともに、子どもを預けている保護者の不安解消を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 障がい児通所支援事業所

児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき市長が指定した、福岡市内に所在する児童発達支援センター、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所をいう。

(2) 送迎用バス

通所用として使用する障がい児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障がい児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）であって日常的に運行されているものをいう。

(3) 安全装置

子どもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置であって、送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン（令和4年12月20日公表）に適合したものをいう。

(4) 登降園管理システム

適切な登降園管理を行うための登降園管理システムをいう。

(交付の対象等)

第4条 この補助金は、国が定める障害者総合支援事業費補助金交付要綱に基づく、子ども安全安心対策事業実施要綱に定める事業であって、次に掲げるものを実施する際の備品購入等に係る費用に対し、別表に掲げる補助を行うものとする。

(1) 送迎用バスの改修支援事業

送迎用バスに安全装置の設置等を行う事業をいう。

(2) ICTを活用した子どもの見守り支援事業

GPSやBLE（Bluetooth Low Energy）により子どもの位置情報を管理するなど、施設外活動時等の子どもの見守りに資する機器を導入する事業で、実施要綱に基づくICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の導入を行う事業をいう。

(3) 登降園管理システム支援事業

登降園管理システムを導入する事業とする。

(補助対象者)

第5条 この補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、本市の市税を滞納していない障がい児通所支援事業所（令和5年6月1日までの間に市長の指定を受けたものに限る。）であって、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に該当するものとする。

(1) 前条第1号に掲げる事業

児童発達支援センター、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所

(2) 前条第2号及び第3号に掲げる事業

児童発達支援センター及び児童発達支援事業所

(暴力団の排除)

第6条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）（以下「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした者（以下「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

(2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの

(3) 暴排条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助対象者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金の交付に係る暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助対象者に対し、当該申請者または当該補助対象者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、市長が別途通知する日までの間に、補助金交付申請書に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付の決定をし、補助金交付決定通知書により、補助対象者に通知しなければならない。

2 市長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

3 市長は、第1項の調査の結果により補助金を交付することが不相当と認めたときは、速やかに申請者に対しその旨を通知しなければならない。

(交付額の算定方法)

第9条 この補助金の交付額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める方法により算定する。

(1) 第4条第1号に掲げる事業

施設又は事業所ごとに、別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(2) 第4条第2号及び第3号に掲げる事業

施設又は事業所ごとに、別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された第1欄の補助対象事業ごとの算出額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

第10条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更はしてはならないものとする。
- (2) 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適法法施行令」という。)第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返納しなければならない。

- (9) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。ただし、事業

により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(補助事業の変更手続)

第 11 条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第 8 条の交付の決定を受けた後、事業の変更により申請内容を変更しようとする場合には、あらかじめ市長に協議の上、補助金変更申請書を遅滞なく提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の概算払)

第 12 条 補助対象者は、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の全部又は一部について概算払を行うものとする。

(実績報告)

第 13 条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、補助金実績報告書に関係書類を添えて、事業が完了した日から起算して 20 日を経過した日（第 10 条第 3 号の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認の通知が到達した日から起算して 20 日を経過した日）又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 14 条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、事業内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付決定者に対して、補助金額確定通知書により通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消)

第 15 条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 提出書類に虚偽又は誤りの記載があったとき。
- (2) 補助事業の遂行に不正があったとき。
- (3) 補助金の交付決定後、この要綱に定める要件を満たさないことが判明したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第 8 条の規定は、第 1 項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金の返還)

第 16 条 市長は、前条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当

該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(調査又は報告)

第 17 条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象者に対して、補助金の執行状況等について調査をし、又は必要な書類、帳簿等の提出を求めることができる。

(様式)

第 18 条 申請書、報告書等の様式は、こども未来局子育て支援部こども発達支援課長が別に定める。

(施行の細目)

第 19 条 この要綱について必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

(期間等)

- 1 この要綱は、令和 5 年 10 月 1 日から施行し、令和 6 年 3 月 31 日をもって廃止する。
- 2 この要綱は、令和 4 年 9 月 5 日以降に行われた補助対象事業に対して適用する。

別表 (第 4 条、第 9 条関係)

1 補助対象事業	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
送迎用バスの改修支援事業 (第 4 条第 1 号)	1 台当たり 175,000 円までを上限とした実費に対する定額補助	送迎用バスの改修支援事業を実施するために必要な装置・機器の購入費 (装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む)、リース料、導入費用	定額 (10/10)
I C T を活用した子どもの見守り支援事業 (第 4 条第 2 号)	1 事業所当たり 200,000 円	I C T を活用した子どもの見守り支援事業を実施するために必要な装置・機器の購入費 (装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む)、リース料、導入費用	4 / 5
登降園管理システム支援事業 (第 4 条第 3 号)	①端末購入を行わない場合、1 事業所あたり 200,000 円 ②端末購入を行う場合、1 事業所あたり 700,000 円	登降園管理システム支援事業を実施するために必要な装置・機器の購入費 (装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む)、リース料、導入費用	4 / 5

備考

- 1 リース料も対象とするが、対象となる期間は、補助金の交付の申請をした日の属する年度分に限る。
- 2 インターネット回線使用料等の通信費、その他本事業の目的・趣旨から逸脱している経費は対象外とする。
- 3 安全装置については、送迎用バス1台につき安全装置1台を設置することとし、送迎用バスの数以上の購入をする場合は、本事業の対象外とする。
- 4 ICT を活用した子どもの見守り支援事業について、機器の使用対象となる児童の数以上に機器を購入する場合及び機器の使用対象となる児童に対して複数の機器を購入する場合は本事業の対象外とする。